

R5.3.2 電子契約事業者向け説明会質問・回答

No.	質問事項	回答
1	<p>契約保証に関しては、以前と変わらず紙で提出させていただければよろしいのでしょうか？</p>	<p>保証証書等に関しては、これまでどおり紙で提出してください。ただし、東日本建設業保証株式会社が発行する保証証書のみ電子保証システムを使用して提出することもできます。</p> <p>電子保証システムに関しては、【電子保証リーフレット】をご覧ください。</p>
2	<p>登録したメールアドレスの変更は可能でしょうか？</p>	<p>町が契約書データ等を電子契約システム経由でメール送信する前までは変更可能です。変更する場合は、変更後のメールアドレスを記載した利用申出書を再提出してください。</p> <p>電子契約システムからメールが送信された後は変更できません。</p>